

鳥取県支え愛就労環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県支え愛就労環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、就労困難者を新たに雇用する県内事業者に対して、雇入れに必要な施設・設備等の設置・整備に要する経費を補助することにより、就労困難者の就労を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者、精神障害者をいう。
- (2) 中間的就労体験者 鳥取県が行う低所得者等に係る中間的就労支援推進事業を体験した者をいう。
- (3) 就労困難者 障がい者及び中間的就労体験者をいう。

(事業実施主体)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかの要件に該当する鳥取県内に事業所を有する者とする。

- (1) 新たに障がい者及び中間的就労体験者を正規雇用（期間の定めのない契約に基づく雇用とし、週労働時間が20時間以上であるものをいう。以下同じ。）する者
- (2) 新たに中間的就労体験者を正規雇用する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から補助事業に伴う収入を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前まで（4月1日に事業を開始する場合は4月10日まで）に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

別表(第6条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
支え愛就労環境整備事業	県内事業者	就労困難者の就労に真に必要な経費(施設の改修、備品(机、ロッカー、パソコン等)、制服等) ※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。	2/3	(1)改修・購入等の場合 1,000千円に新たに正規雇用する就労困難者の数を乗じた額 (2)賃借の場合 月30千円に新たに正規雇用する就労困難者の数を乗じた額 (36か月を上限)

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取県支え愛就労環境整備補助金 事業計画（報告）書

1 事業者の概要

事業者名	
事業所の所在地	〒
担当者職・氏名	
連絡先	電話番号 電子メール

2 事業内容

事業実施期間	年 月 日（事業開始予定日）～ 年 月 日（完了予定日）				
事業概要					
障がい者及び中間的就労体験者の雇用状況	正規雇用者数の内訳（正規雇用者数のみを記載すること。）				
	区 分	今回新たに雇用する人数	既に雇用している人数	合計	
	障がい者	身体障がい者			
		重度身体障がい者			
		知的障がい者			
		重度知的障がい者			
		精神障がい者			
		小 計			
		中間的就労体験者			
	計				

3 障がい者及び中間的就労体験者の雇用（正規雇用のみ）

番号	ふりがな 氏名	生年月日	いずれかに○を付ける		雇入れ年月日
			障がい者	中間的就労 体験者	
1					
2					
3					

注1) 新たに正規雇用する障がい者及び中間的就労体験者を記載すること。

注2) 雇用保険被保険資格取得等確認通知書や任用要件通知書の写し等の正規雇用が分かる書類を添付すること。

注3) 障がい者については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の障がい者の雇用であることを確認できる書類を添付すること。

4 他の補助金の活用の有無

この事業を行うに際し他の補助金の活用の有無（いずれかに○を記載）	有・無
「有」の場合はその補助金名を記入してください。	
補助金名（	）
事業内容（	）
補助金所管団体名（	）
上記の連絡先（	）

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取県支え愛就労環境整備補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

負担区分	予算額	決算額	備考
県補助金			
自己財源			
その他			
合計			

2 支出

（単位：円）

科目	予算額	決算額	備考
需用費			
役務費			
備品購入費			
賃借料			
合計			

賃借（リース）の場合は、備考欄に全期間の総額と一月当たりの賃借料を記載すること。

様

鳥取県知事
(公印省略)

年度 鳥取県支え愛就労環境整備補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県支え愛就労環境整備補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、支え愛就労環境整備事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県支え愛就労環境整備補助金交付要綱（令和5年8月〇日付第202300117585号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。